

## 第 1 2 回

# 多重債務者対策本部有識者会議

2 0 0 9 年 4 月 1 7 日

午後2時01分 開会

○小野信用制度参事官 大変お待たせしまして申しわけございません。

まず、吉野先生でございますけれども、ただ今ご連絡がございまして、大学のほうのご公務の関係で若干遅れられるとのことで、今もうこちらに向かわれているということでございますけれども、時間の関係もございまして、先に始めておいていただければとのことでございます。

また、当方の幹部も、まさに金融商品取引法等の国会審議が大詰めを迎えておりまして、ちょっとおくれてまいります、大変恐縮でございますけれども、ただいまから第12回の多重債務者対策本部有識者会議を開かせていただきたいと思います。

まことに僭越でございますが、吉野先生から、自分があるまで議事を進行させておいてほしいとのご要請がございましたので、私のほうで議事の進行を努めさせていただきたいと思っておりますのでご容赦くださいませ。

それでは、本日も皆様大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の会合も公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、私のほうから配付資料の確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料でございますが、まず資料1として、この後ご説明いただきます株式会社日本信用情報機構の「貸金業の利用者の状況等について」という資料がお手元にあると存じます。

資料2といたしまして、全国労働金庫協会のほうから後ほどご説明いただきますご報告資料があると思っております。

その後、宇都宮委員のほうから提出資料の①、提出資料の②というものがお手元にあると思っております。

その後ろに、本多委員のほうからご提出いただきました提出資料①、②がありまして、また、席上配付のみでございますが、「実現しよう！改正貸金業法の完全施行」というパンフレット、更に、その後に「マネートラブルにかつ！」という資料がお手元にあると思っております。お手元でございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日のヒアリングに入りたいと存じます。

本日は、貸金業の利用者の状況及び金融機関の多重債務者対策の取り組みについてのヒアリングを行いたいと考えまして、株式会社日本信用情報機構常務取締役の竹谷様、全国労働金庫協会常務理事の梅様にお越しいただいております。お二方におかれましては、お忙しいところを当会議にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は2つの議題を予定してございます。まず1つ目の議題として、貸金業の利用者の状況等についてということで、竹谷様からご説明をいただくこととなっております。その後、2つ目の議題として、労働金庫の多重債務者対策の取り組みについてということにつきまして、梅様のほうからご説明をいただくこととなっております。本日もこの2つの説明を終わった後にディスカッションの時間をとらせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず株式会社日本信用情報機構の常務取締役でいらっしゃいます竹谷様、ご説明をお願いいたします。

○竹谷常務取締役 資料1としてご用意いただきましたものに基づきましてご説明申し上げます。

まず、めくっていただきますと「はじめに」ということで、当社はこの4月1日付で全国信用情報センター連合会、これは貸金業の信用情報機関でございましたが、その33情報センターから信用情報事業を承継し、また、同日付で株式会社テラネットから日本信用情報機構に社名変更いたしております。少し4月1日時点で体制が変わっておりますので、ご説明を申し上げさせていただきます。

今回の資料のデータにつきましては、この承継いたしました主に貸金業専門者を会員とする33の情報センターに関するデータベース、ここから統計データを作成したものをご説明申し上げたいと思います。

次のページをおめくりいただきまして、右下にページ数をお出ししております。無担保無保証借入の残高がある者の借入件数ごとの登録状況ということでございまして、この統計データにつきましては、基本的に毎月、従前は全情連から金融庁様に報告をさせていただいております。金融庁様のホームページにも公表されているものの中から、スペースの関係で幾つか割愛してご用意しております。基本的に月次で更新をしているデータでございます。これを後ほどご説明申し上げたいと思います。

次の右下4ページにつきましては、先ほどの表の中の借入件数ごとの人数の分布を折れ線グラフにプロットしたものでございます。見比べていただきまして、一番上のグラフが借入件数1件のお客様、それからその下のところが2件借入のお客様、それから3件借入のお客様、4件借入のお客様、最後に5件以上お借り入れのお客様のグラフでございます。また、延滞登録のあるお客様のグラフをつけ加えてございます。

3ページの表の説明でございますけれども、統計データは平成19年2月から作成を始めまし

て、直近、先月3月末日までお出しをしてございます。まず、左の枠の欄外に、A、B、Cと、Dの①、②、③というふうにより便宜上振らせていただいておりますけれども、まずAの欄でございますが、これは無担保無保証で借入残高があるお客様の人数の合計でございます。月次を見ていくとちょっと細かいので、各3月末のところを網かけをさせていただきました。

平成19年3月末、このAの横の欄を見ますと、この残高があるお客様は1,167万9,000人いらっしゃいます、それが21年3月、右下の直近のところでは1,084万1,000人ということで、これは5ページと並べて見ていただきますと、2年間で約83万8,000人の方が減少している。残高があるお客様は減少しているという傾向値になります。

同様に、Bの欄、これは今度は借入件数をプロットしたところでございますけれども、19年3月末、2,883万4,000件登録がありましたものが、直近では2,239万3,000件、644万1,000件余り借入件数が減ってございます。

また、Cの欄、残高合計でございますけれども、これらの件数一件一件の残高を全部足したもの、平成19年3月、13兆6,502億円というものが、直近3月末では10兆3,806億円という形で、2年間で約3兆2,000億円減ってございます。

また、Dのところですね、借入件数別の人数につきましては、Dの①、5件以上借り入れがあるお客様、平成19年3月末では171万1,000人いらっしゃいましたけれども、直近では72万7,000人ということでございます。ここは先ほど、間に挟んである折れ線グラフのところを見ていただければ、減少しているということが一目でおわかりになられると思います。

逆に、Dの②、借入件数1件のお客様と2件のお客様を足した数ですね、これを計算しますと、平成19年3月末では725万人いらっしゃいましたけれども、直近3月末では764万9,000人ということで、39万9,000人、40万人弱ふえてございます。

さらに、Dの③、延滞登録がある方につきましては、19年3月、177万2,000人、これは借入件数にかかわらず1件でも延滞の登録があるお客様を指しておりますけれども、177万2,000人いらっしゃったお客様が21年3月では228万3,000人、これは2年間で51万1,000人ふえてございます。

ここにつきまして、件数全体、人数全体、それから残高全体減少しておりますけれども、1件、2件の方がやや増えています。そして、延滞登録のある方はかなりふえている傾向にあるというのが一つの見方かと存じます。

次にご用意しておりますのが6ページでございます。こちらは、今度は私どものデータベースの入りと出を見たものでございまして、2年間にわたって3月末時点を見たものでござい

す。一番左から右に時間が流れておりまして、まず加盟会員の数が一番下に記載ございますけれど、1,934社から20年3月末は1,544社、直近では1,255社、これは現在主に小規模貸金業者様が廃業に伴って退会をするという形で退会をされているということで、これは社数としては非常に減少傾向が顕著でございます。ただ、ここはかなり零細・小規模の貸金業者様というところでございまして、退会会員の登録件数に占める影響度というのは極めて少ないということでございます。

一番左の黒い部分でございましてけれども、平成19年3月末、これは残高ありの件数が2,883万件ございました。そこから1年間どう変わったかということで、増加分がまずその次の部分でございましてけれども、328万件ふえております。これは新規借入れが生じたもの323万件、それから会員様が新規入会して既存契約の情報が登録されたもの5万件、合わせて328万件がふえております。

その右の部分でございましてけれども、では減少したのはどういう形で減少したかという内訳でございましてけれども、お客様の返済によって契約が完済したもの、ないし包括契約では残高がゼロになったものというものが394万件、ここの部分全体の構成比で58%でございます。ただ、ここの返済による完済ないし残高ゼロについて、その原資がどこから来たかというものについてはまたいろいろな見方があるかもしれませんが、統計データではそれは一切把握できませんので、一応減少傾向としてはこういう数字があらわれているということでございます。

それから、その下の少し薄い網かけの部分でございましてけれども、今度は債務者による債務整理というもので残高がなくなったもの、これが130万件でございます。その内訳が、法的な整理、これが45万件、7%、それから債務整理が52万件、8%、過払い金返還で債務不存在になったもの33万件、5%、それから、今度は債権者による債権回収または保証履行による弁済が10万件ございました。上の3つを合わせて130万件、20%ということでございます。

一番下のグレーの濃いほうの部分ですけども、ここはデータベースから削除されたもの、つまり会員さんが照会したときに回答されなくなったものということでも言い換えられますけれども、まず非会員譲渡情報というものがございまして、情報の項目につきましては後ろのほうの8ページに項目の定義を載せてございますので、後でご参照いただければと思いますが、非会員譲渡情報、これは加盟会員が保有債権を会員以外の第三者に譲渡したというもので、情報がなくなっていったというものが41万件、6%でございます。それから、会員様の退会で回答されなくなったもの、これは退会しますと信用情報交換契約というのを解除しますので、当然情報のメンテナンスができなくなる、同時に削除するという手続になります。それが62万件、

9%、登録期間の満了で消えたもの、これが38万件ございます。これらを合わせて、データベースから削除されたものが141万件、22%、これは照会しても情報が削除されていて見えなくなるという性格の情報でございます。その結果、平成20年3月末では残高ありの無担保無保証の件数が2,537万件になりましたと、そういう件数でございます。

さらに、昨年の4月からことしの3月までの間にどういふ変化が起こったかといいますと、その右で、今度新規借り入れは227万件という形で推移しました。その前の323万件に比べまして95万件減少しているということで、これは新規貸し付けがかなり減ったということでございます。新規入会に伴う情報登録は3万件ございました。

その右の返済状況でございますけれども、返済による完済または残高ゼロ、これが164万件でございます、その前年は394万件ございましたので、そこから230万件余りここが減っているということでございます。

その下、特徴的なのは、この債務者による債務整理がかなりふえていることです。235万件、45%ございます。前年に比べて105万件ふえてございます。内訳は、法的な整理が73万件、前年比プラス28万件、債務整理が68万件、前年比プラス16万件、過払い金返還94万件、プラス61万件と、かような状況になってございます。

それから、債務者による債権回収、保証弁済、22万件、これも前年に比べて13万件ふえてございます。データベースから削除されたもの、全部で107万件ございまして、非会員譲渡が20万件、退会が84万件、退会はごらんのとおりふえてございます。登録期間満了は3万件と、計107万件がデータベースから削除されました。

結果、残高ありの無担保無保証の借入件数は2,239万件になってございます。このようなデータベースの中の入りと出で、何か特徴的なものをご参考になればということでお出しをさせていただきました。その説明を申し上げたのが7ページでございますので、これは今説明したものを数字に落とすだけのもので、ご参照いただければと存じます。

8ページにつきましてはは項目の定義でございます。

続きまして、9ページ、10ページでございますけれども、こちらは、私ども、71番契約見直し情報という情報を登録してございまして、ここの数字を少し拾ってまいりました。9ページの棒グラフをごらんいただきまして、まずこの71番という情報をサービス情報というカテゴリーで保有してございます。これにつきましては、債務者から過払い金返還の請求があり、会員がそれに応じたものという定義になってございまして、加盟会員が過払い金返還に合意をして応じたというタイミングでこの情報が契約単位で報告されてまいります。

この情報を平成19年9月から新設をいたしまして、それまでは参考情報の32番債務整理というところに入っていました。これは債務者の方が債務整理をする、つまり、返済が行き届かなくなって弁護士さんに委任すると、これは債務整理という情報が登録されてまいります。その後、弁護士さんから過払い金返還の請求が来るという、そういうプロセスになってございまして、便宜上32番の債務整理の中に入っていましたけれども、これを外出しにしてわかるようにしたらどうかと。債務整理の中に混在するのではなくということで、外出しして平成19年9月から登録が開始されております。その累積件数が棒グラフで示したものでございまして、直近というより昨年の12月末現在までの数字でございますけれども、累積で163万件、契約単位でございます。

なお、お客様が既に契約を完済いたしまして、その後に過払い金返還請求を行うというものについては、これはもう契約関係が会員様とお客様の間でございませぬので、この完済後に発生した過払い金返還請求というものについては一切、情報は登録することはできないということになってございます。

次の最後のページでございますけれども、少しこの71番の契約見直し情報の中を統計データとして見たのが10ページでございます。まず、先ほどのグラフの中で、12月2日時点の登録状況を、これ12月2日というのは何も意味はございませぬけれども、たまたまこの時点のデータを見たということで、先ほどのグラフで示した件数の間に位置するものでございますけれども、この時点でこの契約見直し情報を登録された件数が144万4,000件ございました。これを保有する今度は人数単位で、名寄せをしておりますので、人数単位で統計をとったところ、87万5,000人の方についてこの登録がございました。

この87万5,000人の方のその後の登録状況と、つまりその後というのは、この12月2日時点で見たとときに、つまりこの日付以前に71の登録があるわけですが、その後そのお客様の情報がどうなっているかと。71が登録された後にどうなっているかというところを見てみたものを整理いたしてみました。

3つに分類されまして、まずはAのグループは契約見直し、つまり過払い金返還されて、それが恐らく元本に充当された結果、債務不存在となって、会員さんから完済報告が登録されましたというもので、その後新たな貸し付けが発生していないお客様が29万人いらっしゃいました。これは87万5,000人の33.1%に当たります。

それから、Bのところは、残高情報が、件数はわかりませぬけれども、何らかの残高がまだ登録されている方、これは54万1,000人いらっしゃいました、61.8%。これは、過払い金を元

本に充当いたしましたけれども、債務不存在まで至らずに、まだ返済すべき元本が残ったという事で残高がまだ残っているというお客様でございます。さらに、その後の新たな貸し付けが発生していないお客様が54万1,000人いらっしゃったということでございます。

Cのところは、過払い金返還請求をして、その後に新たな借り入れ申し込みが行われて貸し付けが発生し、それが登録されてきているというお客様、これが4万4,000人、約5%いらっしゃいます。つまり、これをどう見るかというところでございますけれども、過払い金返還請求の後その方々は、一応既存の債務が元本充当で完済になって、見かけ上正常の人と変わりませんという状況になっているという中で、このCのところは新たな借り入れが統計上出てまいりますけれども、ではAとBの方々がその後新たな借り入れ申し込みを行われたのかどうか、その結果、借り入れができなかったのかどうかと、こちら辺は全く統計上からは見えません。

ただ、A、B、Cの方すべてにこの契約見直し情報が今登録されているわけございまして、その結果として、会員様が与信判断上どう判断したかと。A、Bの方には返済能力がないとのことで与信を断った結果、貸し付けが行われなくて、Cの方には返済能力を判断して貸付が行われた発生分が4万4,000人ありましたというのか、それともAとBの方はもう過払い金返還の後一切の借り入れ申し込みを行わなかったというふうに見るのか、71番契約見直し情報の評価という観点からはなかなかそこら辺は見えないところでございます。

先ほどの折れ線グラフにもありましたとおり、借入件数ごとの人数が4件までは横ばいで推移しているということで、ここは1件、2件の方は恐らく一定の資金需要があって、マネーマネジメントができていて、件数がその後ふえることもなく返済能力の範囲内で借り入れ、返済を行っていらっしゃる方なのかなど。

ただ、3件、4件になってまいりますと、絶対残高というのは多分恐らくふえているので、その横ばいというのをどう評価するのかなど。それから、5件以上の方が減っているというのは、これは現下の状況においてはもう新たな借り入れができないということで件数がふえないというようなふうに見えるのかなど。ここはそれ以上の判断材料はございませんので、どう評価するかというところはわかりませんが、材料としてこういう統計データというのをお示しさせていただいて、ご議論、ご検討のご参考になればということでお出しをさせていただきました。

なお、この過払い金返還の登録状況の件数ですとか人数につきましては、これはあくまでも私どもの会員様から報告されたものでございますので、社会全体で過払い金を受けた方の人数あるいは件数を示すものではございませんということを申し添えさせていただきたいというふ

うに存じます。

ご説明は以上でございます。ありがとうございました。

○吉野座長 竹谷常務、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、全国労働金庫協会の皆様からご報告をお願いいたします。

○梶常務理事 全国労働金庫協会の梶でございます。

では、資料2に沿ってご説明申し上げます。主題の報告に先立ちまして、協同組織金融機関である労働金庫の会員組織の特性などについて説明し、ご理解を得ておきたいと存じます。

資料1 ページでございますが、労働金庫の主たる出資会員は、労働組合、公務員の職員団体等の労働者によって組織構成される団体、それと消費生活協同組合でございます。現在のこうした団体の会員数が、資料にありますとおり6万1,000強でございます。そして、これら団体を構成する労働者や組合員は労働金庫法において間接構成員と呼ばれておりまして、出資をしなくても労働金庫の事業を利用する資格を有しております。その数は全国で、資料にありますとおり980万人強に上ります。

こうした間接構成員の取引が労働金庫の預金残高トータルの7割以上を占めております。貸し出しについては98%程度占めております。貸し出しの残りの数%が労働組合等の団体そのものへの融資であったり、あるいは員外取引ということになります。

1998年10月まで労働金庫は原則として都道府県単位に存在してございましたが、地域単位での合併が進みまして、現在では13の労働金庫で全国47都道府県をカバーする形に再編されております。

次に、本日のテーマであります多重債務者の対策を含めて、この2009年度、全国の労金が生活応援運動という共通のコンセプトで緊急の取り組みを展開しておりますので、その点を報告いたします。資料の2ページにありますとおり、勤労者の生活家計が厳しい状況にある中で、今こそ労働金庫がその制度目的に沿った事業の展開が求められている、そういう考えで組み立ててきた運動であります。

1つは、現在融資を利用していただいている勤労者であって、予期せぬ収入減少に追い込まれたり、離職せざるを得なくなった人々に対しまして、積極的に返済計画の見直しのご相談に乗る、こういう取り組みでございます。土日、平日夜間も含めた相談対応の強化を現在図っているところであります。これは、さきに説明いたしました間接構成員を主として対象とした取り組みになります。

2つは、解雇や期間満了による雇い止めを受けた人々への特別融資の提供であります。こう

した事情にある人々のうち、就労意欲が認められるなどハローワークが定める要件を満たす人に対して生活費や就職活動費、6カ月分が上限ですが、これを低利で融資する、こういう取り組みであります。就職安定資金融資という名称で昨年末から全国で統一して緊急に取り組んでおりまして、現在までの実績は資料のとおりでございます。この制度を利用する方の大多数は間接構成員でない方、ほとんどが員外の方の取引ということになります。そして、この融資制度は保証機関の保証を必要とした融資制度としておりますが、保証機関が代位弁済をするようになった場合には、そういう事情に至った場合には保証機関の求償権回収不能額に対して国の予算措置が施されている、そういう制度でありまして、金利1%、保証料率0.5%という条件で提供ができていますところでもあります。

3つが、多重債務者対策であります。高金利借りかえの第2次の気づきキャンペーンと銘打ちまして、改正貸金業法の完全施行をにらんで、消費者金融利用者の借りかえを取り組み課題というふうに設定しております。各地にあります労福協、労働者福祉協議会と呼びますが、そこと連携いたしまして、会員団体の間接構成員を対象に取り組んでいるところでございます。

以上3つは全国の労働金庫で進行中の取り組みであります。加えてこの資料2番のところに記載いたしましたとおり、改善プログラムに掲げられた、借りられなくなった人への顔の見えるセーフティーネット貸し付けへの具体的な検討も急ぎたいと考えているところでございます。

1つは、この種の融資で先進的な取り組みを行っております静岡労金の制度の普及であります。内容は後ほど紹介いたしますが、債務者の置かれた状況に応じて何パターンかに分けた融資制度をつくっております。資料にありますとおり、「リボン」というネーミングをつけております。これには、利用者と労働金庫の結びつきをイメージさせるとともに、再生したという意味のリボーンをイメージさせる、そういう意図があるというふうに聞いております。

2つが、自治体等との協調制度の検討であります。これも後ほどご紹介いたしますが、各労働金庫におきましては、都道府県あるいは市町村との提携融資をかなりの数取り扱っております。地方自治体から低利または無利息の預託金を受けまして、その原資に労働金庫自身の資金を上乗せしてつくる低利融資制度、これが典型でございます。離職者支援、介護・子育て支援、災害時の支援のための融資などが代表的な用途になっております。こうしたスキームを活用できないか、現在検討を進めているところであります。

以上、求められているところから少し外れた部分もあったかと思いますが、現在労働金庫が緊急的に取り組んでいる課題を中心に話いたしました。

続きまして、貸金業法改正以降、私どもがどういうスタンスで、あるいはどういうコンセプトを持ってこの多重債務者対策に取り組んできたか、その結果どういう成果や実績を上げたかについて、事例やデータも含めて、同席しております千原、勝又から説明を申し上げたいと思います。引き続き説明いたします。

○千原推進役 労金協会の千原でございます。

それでは、資料の3ページから、私と勝又の方からご報告致します。3ページに、「労働金庫業態の多重債務問題の主な取り組み経過」ということで8点ほど特徴的な事項を記載させて頂きました。まず、2006年12月に改正貸金業法が成立しましたが、私ども労金業態は、労働者福祉協議会いわゆる労福協という上部団体がございしますが、この労福協の一員として貸金業規制法の改正に向けた運動に積極的に参加してきたということでありまして。12月の改正貸金業法の成立を受けて、2007年3月、業態は直ちに多重債務問題にどのように立ち向かうべきか、このような問題意識から労金協会の中に多重債務対策中央本部を設置いたしました。

同時に、この中央対策本部の確認のもと、労金は全国に13の金庫がありますがけれども、それぞれの金庫にも同様の対策本部を設置して、多重債務対策にかかる金融機関としての基本的な取り組み方向というものを確認してきたところでありまして。2007年5月には、中央対策本部として労金業態全体としての基本対策プログラムを策定いたしました。後ほどご説明申し上げたいと思います。

その中で、特に中心的な役割を果たしました「気づきキャンペーン」の配置です。2007年の下期から、会員向けの対策でありますけれども、高利に苦しみ、多重債務に苦しむ組合員の救済に向けてその相談窓口を広く提供していく、そして労金の持っている金融機能・ノウハウを使いながら多重債務問題の解決に向けて労金らしい多様なサービスを提供していくというものでございます。

同じ2007年下期に、金融庁さんからご要請がありましたけれども、年末にかけて実施された「多重債務相談ウイーク」、これにも私どもは積極的に対応させていただきました。金融庁さんがお作りになったポスターでありますけれども、キャッチコピーが「相談しよう。そうしよう。」と、資料として添付しておりませんが、こういうポスターでございます。私どものキャンペーンのポスターがこのポスターでございます。全店に配置をさせていただきましたけれども、ご覧のように、別に示し合わせたわけじゃありませんが、色合いもコピーも大変マッチをしております。ふたつのキャンペーンをあわせると、「相談しよう。そうしよう。借金の解決は必ずできます。」となります。こういうことで労働金庫の約650の営業店舗ですが、金融

序さんのポスターと一緒に掲示してこのキャンペーンを展開してきたということでございます。

2008年5月には、政府「改善プログラム・セーフティネット貸付」に対する「検討会」の開始と記載しておりますが、今ほど榎の方から話がありました、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供」というものについて、私ども労金業界としてどのような商品・制度が改善プログラムの主旨を踏まえたものになるのか、顔の見える貸付の意味するところは何なのか、このような角度から検討チームをつくり検討に入ったということでございます。現在のところまだ結論は出ておりません。

それから、今年の4月からでありますけれども、第2次の気づきキャンペーンの検討に入りました。2007年下期の気づきキャンペーンは、どちらかという多重債務者の救済が中心でございました。今度私どもが検討している第2次の気づきキャンペーンは、消費者金融とのお付き合いが比較的短いといえますか、多重債務者には陥っていないけれども、高利の貸し付けから労働金庫の低利の融資に切り替えることによって、可処分所得が増加する、それで生活が少しでも楽になる、そうした組合員・家族に対する働きかけを第2次の気づきキャンペーンとして展開するというところでございます。

4ページには、「労金業態の基本対策プログラム」の骨格について幾つか記載をさせていただきました。特にここでご報告申し上げなければならないのは④の庫内相談体制の整備の課題でございます。多重債務救済に向けて、さまざまな相談の窓口を提供していくためには、それなりの体制を整備する必要があります。労働金庫が融資という金融機能を提供しながら対応させていただくためには、まずは商品や制度の見直しが必要となります。そのうえで、問題解決のためのインフラの整備がでございます。

例えば、相談を受ける専用ダイヤルの設置の問題、それから各金庫における多重債務問題に携わる専任者の配置の問題、各営業店での相談を受ける中心的な要となるリーダーの育成、それから何といたっても多重債務問題について、あるいは具体的な相談をどのようにやっていくのかという点で職員向けの研修体制の問題もあります。それからこれは大変重要なことですが、問題解決に向けては、どうしても弁護士あるいは認定司法書士の先生方の協力を仰がなければなりません。それも全国的なネットワークをどのように作っていくのか、これが愁眉の課題でもありました。これらの課題ひとつひとつを「基本対策プログラム」のなかに盛り込んだわけです。

具体的な成果といいますか、現在の状況についてご報告を申し上げたいと思います。6ページから8ページでまとめた「取組状況」でございます。

まず全国統一のお金の問題・気づきキャンペーンの問題であります。意義と目的ということでは幾つか書いておりますけれども、私どもとしては、法改正を踏まえて、労金の創業の初心に戻るといふ表現をさせていただきました。ご案内かと思っておりますけれども、労働金庫は戦後間もなく労働者の高利貸しからの解放といひますか、あるいは質屋からの解放といひますか、いわゆる高利に苦しむ労働者の生活を守るといふ理念のもとでつくられたわけでありまして、庫内にあってはこの創業の理念をもう一度きっちり踏まえていこうと。そのことが今回のこの多重債務問題に対する労金の役割であり、責任でもある、こういう問題意識の中でこのキャンペーンを位置付けて参りました。

その一方で、私ども会員組織において、当時300万人もの多重債務者が存在すると指摘されているなかで、しからば労金の会員の中にどの程度の多重債務者がいるのか、こういったところも分析をしなければならないということで、ざっくりではありますけれども、一応の数字的なものを予測しながらこのキャンペーンを展開したわけでありまして。

1ページ戻っていただいて恐縮ですが、5ページにその検討した労金会員の消費者金融取引分析というものがございます。これは、全情連さんが発表された2008年3月期の数値、いわゆる消費者金融利用者1,127万人という数字が公表されているわけでありまして、この中で労働金庫の1,000万人の会員がどの程度消費者金融を利用し、なおかつ多重債務に苦しんでいる組合員がどの程度いるのかということの数値的に予測したものでございます。

結論から申し上げますと、労働金庫の会員のうちおよそ112万人が利用しているだろう。同時に、3ヶ月以上の延滞者の予測が19万8,000人だと、こういうふうな数値を割り出しました。したがって、私どもがこのキャンペーンで組合員に対して呼びかける気づきのキャンペーンの対象は、この19万8,000人の多重債務者と思われる層に対して投げかけてきた、このような理解でよろしいかと思ひます。

多重債務者の救済と同時に、いわゆる利息制限法と出資法との関係で既に実質的に債務が終わっているのではないか、それを知らずに今も支払いを続けている人、このような層の数字も予測をいたしました。これが右下のほうにありますけれども、労金会員では33万6,000人という数値を割り出しました。したがって、この気づきのキャンペーンでは19万8,000人の支払いが滞った方に労働金庫の窓口直ちに相談に来て下さい、あるいは33万6,000人の方に対して、あなたの債務は既に終わっている可能性がありますよ、そのことに気づいて下さい、こういうキャンペーンを展開したわけでありまして。

その結果でありますけれども、まず商品制度ですが、後ほど説明申し上げますけれども、13

金庫すべての金庫で多重債務者向けの整理資金貸し付けの商品整備が完了いたしております。

庫内相談体制の整備、いわゆるインフラの課題ですが、13金庫あるなかで、専用相談ダイヤルを設置している金庫は10金庫、専任者の配置については全営業店で専任者を配置している金庫が1金庫、兼任している金庫が7金庫、そして営業店に一部専任の職員を配置しているのが1金庫、それから支店をまたがるいわゆる地域エリアでありますけれども、専任者を配置しているのが3金庫、そして本部に専門のスタッフ、実は私は協会がこの業務を行っているんです、こういう専門スタッフを配置しているのが4金庫と、このような状況になっております。

弁護士・司法書士さんとのネットワークにつきましては、現在、全国で約1,800名の弁護士・認定司法書士の先生方から協力を仰いでいるということでございます。また、ここには記載しておりませんが、改善プログラムの中で指摘されている都道府県での対策協議会がございまして、ここへも積極的に参加の要望を出させて頂いておりますけれども、現在のところ労働金庫単独でこの協議会に参加しているのが6県、私たちの上部組織というんでしょうか、指導組織である労福協、この労福協が参加している県が14県ありますから、都合20都府県で労金ないし労福協の仲間とともにこの対策協議会に参加させていただいている、こういう結果でございます。

7ページには、この改善プログラムにありますけれども、金融経済教育の課題が掲げられておりますけれども、労働金庫では以前から政策的にも金融経済セミナーを重視しておりますけれども、この2年間の実績についてまとめたものがこの表でございまして、詳しくは資料2にありますのでご参照いただきたいと思います。ただ、ここで申し上げなければならないのは、2008年度の集計はまだ完全に終わっているわけでありまして、近畿労金と中央労金、これが昨年の12月末の数字でございまして、最終的にはこの数字はもう少し上がるのかなど、こういうふうな印象を持っております。

私ども労働金庫では、この金融経済セミナーは3つのカテゴリーに分けております。いわゆる労働金庫を構成する会員労働者向けのセミナー、それから一般の勤労者、いわゆる地域主催と申しますか、あるいは企業や自治体が主催するセミナーに手前どもの職員が講師として参加する方法。それと学生さん向けですね、小学校、中学校、高校、大学がありますがここでのセミナーでございます。

右端がこの2年間の合計でございまして、トータルで申し上げますと、全国で1万8,258回と申しますか、これだけの件数のセミナーを開催して参りました。セミナーに参加いただいた人数もこの2年間で48万5,642名、これだけの方々に私ども労働金庫からのセミナーということ

で提供させていただいております。

特に、このセミナーでは、本日配付させていただいておりますけれども、この「マネートラブルにかつ!」、これが中心的な教材となっておりますが、このマネートラブル、じつは大変好評でありまして、80万部も利用いただいております、私どもとしては隠れたベストセラーではないかと自負しておりますけれども、そういう状況でございます。

左下のところで、学生さん対象のセミナー参加状況の分布を出してみました。圧倒的に多いのが高校生で84.4%でございます。もう少し私どもとしては、新社会人向けということで、大学生に力を入れなければならないのかなど、このような問題意識もございます。

次に、8ページであります。相談と融資の実績について、これも同様にこの2年間の実績をまとめてございます。上のほうに合計の数値がございます。相談件数は1万5,949件でございます。このうち、労働金庫の融資によって解決をしたというのが2,913件でございます。この数字を見ますと、件数と金額との関係で、2008年度の件数が減っているにもかかわらず融資の実績が伸びております。まとめたばかりなものですから、この辺の分析が進んでおりませんが、件数が減ってきたのは、もしかしたら改善プログラムの効果といいますか、各地方自治体をはじめ、いわゆる相談窓口がかなり多様に整備をされてきている、こういったことから労働金庫の相談件数が少し少なくなってきたのかなど、このような印象を持っておりますし、それから実績のところ、これはむしろ件数が減っているにもかかわらず増えています。30.6%ほど増えているわけですが、これは私どもが展開している今回のキャンペーンの成果の一つなのではないのか、このような見方をしているところです。

ちなみに、相談に対する融資の実行率であります。07年度が15.6%、08年度が21.4%ということで、今申し上げたようなことから少し伸びておりますが、07年度の15.6%につきましては、この有識者会議でもご報告がありましたけれども、グリーンコープ福岡さん、岩手信用生協さんでしょうか、こちらの融資実行率ともほぼ近い傾向がこの中で酌み取ることができるということでございます。

次に、9ページでございますけれども、いわゆるセーフティーネット貸付における概念整理というものをここに記載をさせていただきました。私ども労働金庫でこの多重債務に対する救済融資を検討するに当たって、一金融機関の立場から概念を整理する必要があるだろうということでこのような整理をいたしました。おおむねこのセーフティーネットという位置づけについては、この3つのカテゴリーに分けられるのではないのかと。

いわゆる多重債務防止という一つのカテゴリーであります。これは、当然日常の緊急な資金、

これに具体的にどう提供していくのか、いわゆる多重債務防止のための商品制度であります。こういった点で考えますと、現在私どもは会員向けに一般生活資金の貸し付け、こういったものを提供させていただいておりますし、会員以外という点で申し上げますと、下段にあります各都道府県との協調融資制度があります。ほかにも市町村との協調融資の提携制度もございます。この制度は一定額を労働金庫に預託をしていただきます。無利子ないしは低利の預金が多いわけでありまして、低利部分を貸し付けの金利を少しでも低く設定しようとするということで、大体預金の4倍から5倍くらいの融資枠を提供しているわけでございます。ちなみに10ページにこの都道府県との協調融資制度の2007年、ちょっと資料的には古いんですけども、11月末現在の実績をご紹介させていただいております。現在、43の都道府県との間でこの協調融資制度を持ってございますが、融資件数としては1万2,716件、実績としては321億4,000万円強の融資を提供させていただいております。いわば多重債務防止に向けた商品制度のラインナップのひとつとして考えられます。

それから、多重債務に陥った場合についての救済融資制度があります。これが図表の真ん中のカテゴリーになります。詳細は資料3に各金庫の件数なり実績をご報告申し上げますので、後ほどお目通しいただければと思います。おおむね、この多重債務者救済の商品については無担保と有担保に分けられます。13金庫のすべてで商品を整備しておりますが、統一商品ではありませんので、金利あるいは保証関係についてもさまざまでございます。ほぼ無担保に関しましては大体10年程度の返済期間、金利も大体6%から9%台、こういったところで提供させていただいております。それから、有担保ですね。不動産を担保にしながら融資をしていく、こういう制度もございます。保証料込みで、ここは金利が多少安いわけですが、3.5%から7%台ということで商品を整備いたしてございます。

問題は、3つ目のカテゴリー、右側にありますけれども、いわゆる債務整理をしてブラックになった方々への緊急的な融資であります。これが愁眉の課題になっておりますが、私どもとしてはこれらの方々を生活再生途上の支援という整理をしていますが、全国13金庫の中でこのような方々に対する融資制度を持っている金庫はまだ3金庫に止まっています。長野と東海とそして静岡でございます。後ほどご説明を申し上げたいと思っておりますけれども、この制度の定義が必要であると思っておりますので紹介をさせていただいております。かつて多重債務に陥り、そして弁護士・認定司法書士を介しながら整理をした。しかし、ネガ情報に登録されたことによって、5年から7年程度一般の金融機関、労金もそうでありますけれども、緊急的な資金需要に対して借りることができない。そうした方に対して、返済能力に問題がなく、リピートの懸念

もないということであれば、融資を提供してもいいのではないかと。特に多いのが教育資金、大学の入学資金であるとかそういった資金ですね。こうした制度について、今、内部で検討している重要な課題、生活再生途上の支援融資制度ということで位置付けを致しているところでございます。

それでは、今申し上げました静岡労金の商品は一体どうなのか、という点について、勝又のほうから内容をご説明申し上げたいと思います。

○勝又推進役 私は、この3年間、労金協会でも多重債務対策を担わせていただきました。今年3月31日、静岡労金に帰庫、定年退職をし、現在は労金協会のコンサルタントとして参加させていただいているところであります。

静岡労金で二十数年間にわたり多重債務問題にかかわってまいりました。その中で、全国の労金の中では少し先進的な構成ができたのかなと思っています。政府の対策プログラムの中にあります、お金を借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティーネット貸し付け、大変重要な概念でございます。この間7年間で自己破産した人は137万人もいる。また、法的処置をとったり、給料の差し押さえを受けた人たち、概略的に集めて、今、実際どのくらいお金を借りられなくなった人が存在するのか？、こういうネガ情報にリスト化されている人たちというのは相当数に上るんじゃないかなと思います。それが証拠に、つい最近でも、数年前にネガ情報登録されていて、今、借金がないけど、子どもの教育ローン、労働金庫で何とか融資できないのか、一般的には、私ども苦しい判断をせざるを得ない。静岡の場合でしたら、まさにその思考を取り入れて、静岡労働金庫独自の制度として、保証協会と資料1の内容で、実行し、実績もつくり上げてあります。

特徴的に見ていただきたいのは、資料1の上の欄です。労働金庫の会員対象、会員対象の下のリボン5A型、リボン5B型という制度はネガ情報登録者であっても、労働組合が間に入り、一緒に相談する中で、これはやはり、何とかしなきゃいけないという相談者に対し、特に子どもの教育資金とか通勤途上のためのオートローンについては融資をしていこうと判断をし、既に70件の実績があります。そういう面では、70件が多いか少ないかという議論もあるかと思ますが、やはりニーズとしては、実際ブラックリストに載っている人たちのニーズはあるんだということが実績として証明できるのではないかと思います。

そして、組織された労働者だけではなく、特に地方に行きますと、その境がありません。当然、未組織の方が労働金庫に救済を求め相談に来たとき、どうやって応えるかという部分もきちっと対応できるようにしなければならない。今年の4月から、まだ実績は出ておりませんが、

資料1 下段の未組織労働者対象のセーフティーネット貸し付け、政府が求めるセーフティーネット貸し付けとしてリボン50を制度化しました。これは静岡県との調整もいろいろ図って来ましたが自治体は財源がないということで思うように調整ができません。そこで、静岡労金と静岡県勤労者信用基金協会はみずからの判断で制度を出していこうということになりました。未組織労働者対象で、なおかつネガ情報登録者に対し、緊急の生活資金の場合に50万円まで対応していく。人数的には200人ぐらいまでの対応を考えているということでもあります。プログラムではこういったことが求められていると思います。先ほど私どもの常務のほうからも話がありましたように、静岡のケースをビジネスモデルにしながら、全国展開を早急に図っていくという方向性でいるところでもあります。

そして、先程見ていただきました「マネートラブルにかつ！」という冊子は、静岡労金にいるときに監修し協会版で4年前に紹介させていただいたところ、「知るぽると」でもご紹介いただいたり、あと、柏崎市では震災の後相当大変な状況になっている。市の財政も大変だ。それで、その間隙を縫って、住民を目当てに悪質リフォーム業者とか変な訪問販売業者が大挙して押し寄せて、大変な思いをしている。市から要望があり全戸配布がなされるような状況になりました。また、龍谷大学では、既に10年前から消費者教育を授業に取り入れ労金から講師を派遣しています。今年度から新入生4,800人にこれを提供していくという使い方もされているような状況がございます。

こういったことを案内させていただき、報告時間もオーバーしておりますので、私のほうの話はここで終了させていただき、皆さん方のご質問を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉野座長 労働金庫の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告に関しまして、ご質問あるいはご意見、ご自由にお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 全国クレ・サラ被連協、本多といたします。きょうはご報告、どうもありがとうございました。

竹谷さんにお伺ひしたいんですが、信用情報機関の事故情報の登録というのはどういうことになっているのか。先ほどのご説明で大筋はわかったんですけども、要するに支払いが延滞した場合、あるいは破産などで訴訟手続になった場合などは事故登録がされて、貸付禁止措置がとられるということになっているかというふうに思うんですけども、過払い金返還請求を

した場合も、これは事故登録は今しないような扱いになっているというふうに伺ってはいるんですが、実際どのような、事故情報の登録の管理というのはどういうふうになっているのか、ぜひ伺いをしたいというふうに思っています。

○吉野座長 じゃ、竹谷取締役、お願いしたいと思います。

○竹谷常務取締役 私どもの資料8ページに、いわゆる異動情報と申しますか、事故情報と申しますか、ご返済がなされない場合にどういう情報が登録されてくるかというところを出してございます。

まず、上から3つ目に法的整理というところがございますけど、この前にまず延滞情報というのがございまして、これは3カ月未入金ということであれば、その時点で会員様から延滞情報というのが登録されてまいります。この延滞情報の登録期間というのは当該契約が延滞である間ずっと登録されていて、その後お客様が延滞利息分をご返済になったときに延滞という情報から延滞解消という情報に変わります。1年間でその情報は削除されます。契約内容だけが引き続き残る。もちろん完済になったら完済情報が登録されてきて、完済後5年間でその契約も削除されるというまず第1段階がございます。

延滞の後、さらに法的な整理に入る場合に、破産申し立て、民事再生、特定調停という法律に基づく債務整理の手段等についてそこに定義が書かれてありますとおり、こういう状況になりますとそれぞれの情報が会員様から登録されてきて、これは発生日から5年間という登録期間でございます。

今度、お客様側が任意の債務整理手段ということで、弁護士さんに債務整理を委任するということの場合ですと、債務整理という情報が登録されてまいります。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、弁護士さんに委任した後、過払い金返還請求が来て会員がこれに応じた場合に、これは別途契約見直しという情報が登録されまして、その段階で債務不存在になれば、これは会員様から完済情報というものが登録されてきます。どういうふうに見えるかというと、完済という情報とそれから契約見直しという情報項目が附帯している状況になります。

その元本に充当したんですけれども、まだ残元本が残っている場合、これを弁護士さんと調整をして、貸金業さんといろいろとお話し合いをして、分割払いしましょうとかあるいは元本を一部カットしましょうということで債務を整理するということになりますと、この債務整理という情報が5年間登録されているというような状況になります。あとは、保証契約であれば保証弁済というものが別途登録されてくるというような登録基準になってございます。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

宇都宮先生、どうぞ。

○宇都宮委員 そうすると、もう一度確認したいんですけど、過払い金で契約見直し、さらに過払いで債務がなくなった場合は、これは事故情報としては扱わないということによろしいのでしょうか。

○竹谷常務取締役 事故情報のカテゴリーではないです。完済情報とその契約見直しという情報がサービスコードとしてついています。

○宇都宮委員 従来とは変わってきたということですね。

○竹谷常務取締役 従来は債務整理という中に一緒に……

○宇都宮委員 過払いも入っていたということですね。

○竹谷常務取締役 はい。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ、須田先生。

○須田委員 須田慎一郎ですが、労働金庫さん、取り組みが非常に興味深いんですけども、ちょっと質問させていただきたいんですけど、8ページですね。相談と融資の実績というところで、2007年、2008年度の実績が出ているんですけども、この相談というのは一体内容的にはどういったものが相談として上がってきていて、そして解決方法としては融資が実行されたのが15.6%、08年度、21.4%なんですけど、それ以外のところというのはどういう形でこれ解決されたのか、融資実行ではなくてという具体的な内容というのはわかっているのでしょうか。わかっていたらちょっと教えていただきたいんですけども。

○千原推進役 相談は、労働金庫の専用ダイヤルでの受付あるいは来客ですね、その受け付けた実数を記載させていただきました。解決方法は、この報告では融資での解決を報告しておりますが、基本的には、先ほどのポスターじゃありませんけれども、「借金の解決は必ず解決できます」と、こういったことを銘打っておりますので、どのような債務内容であってもお客様の立場からすれば解決の方法が見つかれば安心していただけますので、その方向で労働金庫としては努力しているところです。労働金庫の融資で解決できない場合には、当然、司法書士・弁護士の先生へ誘導して、先ほどのネットワークの先生方1,800名ほどいらっしゃいますけれども、そこで法的な手続を含めた解決をさせていただいているということでございます。

○吉野座長 よろしいですか。須田先生、どうぞ。

○須田委員 まだ一つ、その相談内容というのは多重債務にかかわる相談という、多重債務にかかわらず相談一般ということによろしいのでしょうか。それとあと、そうするとこの相談件

数というのは1万5,949件全件解決済みという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○勝又推進役 100%というわけにはまいりませんが、ほぼ組織労働者の場合についてはお客様から苦情が出ないような形で解決しているという状況です。未組織労働者の場合については取り扱いが金庫によって違いまして、思うように相談を受けられない局面も現存していることも同時に事実でございます。

多重債務問題だけではなく、労働組合からさまざまな消費者問題の相談があります。この冊子にありますように、悪質商法とか消費者トラブルの関係についても、できる限り労金の多重債務相談デスクでさまざまなネットワークを通じ最後まで問題解決に当たるような努力をしています。完全に100%というふうに問われるとそこまでの自信はないんですけど、ほぼお客さんから苦情が出ない範囲において問題解決に当たっているということで、ご理解いただければと思います。

○吉野座長 お願いいたします。

○千原推進役 現在、数字として把握しているものだけであればご報告申し上げますが、2008年度の金庫融資による解決件数を1,525件と申し上げましたが、その他の解決方法として私どもがつかんでいるのが自己破産ですね。この件数が215件。それから個人再生による解決が358件、特定調停が162件、任意調停が1,581件となっております。それに親族肩がわりで解決したというのもありますが、これが232件。このような解決の実態であることをご報告申し上げます。

○吉野座長 よろしいですか。

あと、関連ですけれども、生協さんとか労金さんというのがこういうふうにしめ細かいことをやられていて、なかなか普通の金融機関ではここまで手が及ばないと思うんですけど、どういうノウハウが必要なんでしょうか。あるいは、こういうところまできめ細かくやれるというのは、どういうところが普通の金融機関と違うのかをぜひひとつ教えていただきたいと思うんですけど。

○勝又推進役 労働金庫はもともと協同組織の原則原点の中からさまざまな思考を考えています。1995年にICAの協同アイデンティティーに関するメッセージの中で、最近の協同組織の定義がされておりました。7つの原則がありました。消費者教育もその7つの原則の第5原則に定められて、そして1997年にそのICAの協同のメッセージを受けて、労働金庫の基本理念を新しく変えました。

その思考の中の流れの中から、例えば2005年にICAがマイクロファイナンスの概念をメッ

セージとして国連で出しました。そこでは、貧困からの脱出に向けた協同というマイクロファイナンスが、世界では、協同組織の中では100年も前から行われていて、労金も創業の時点から貧困脱出のためのマイクロファイナンスの必要性が存在しておりました。高利貸しからの解放をうたい、当時の労働者の方々が大変な努力をし、創ってきた経過があります。昭和58年のサラ金問題が大きな社会問題になったときも、その流れの中で結構自然に受けとめて来ました。生活者の人と人との接点を基調とする協同組織の金融機関です。僕らも先輩の方々から受け繋いで来ています。全世界で評価されたマイクロファイナンスという事業は、ユヌスさんが協同組織の代表として2006年にノーベル平和賞を受けています。その流れの中から貧困脱出というテーマを今回の就職安定化資金、こういう制度も労金のほうで受けとめることができたのかな、そんな感じで若い人たちには伝えるように努力しています。

○吉野座長 労働組織というと信用金庫とか信用組合もあるわけですけども、やっぱりそこは大分労金さんのほうがきめ細かいという気がいたしますけども。

○勝又推進役 ありがとうございます。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。じゃ、宇都宮先生。

○宇都宮委員 そのセーフティーネットの絡みでちょっと厚労省さんのほうにお伺いしたいことが幾つかありますから、教えていただけたらと思います。

一つは、これはまだ予算は通過していませんけど、今回政府が決定した補正予算の中で、失業者対策ということで、つなぎ資金貸付制度を上限10万円ということでこういう制度をつくられるという報道がありますが、この中身についてご存じであれば教えていただきたいということと、それから従来の生活福祉資金について、かなり使い勝手が悪いということはいろいろなところで意見を申し上げているんですけど、この従来の生活福祉資金のあり方についても何か改革が検討されているということも聞いているんですけど、その辺おわかりでしたら教えていただければと思います。

○吉野座長 寺尾課長、お願いいたします。

○寺尾地域福祉課長 まだ補正予算が提出されておられませんので、この場限りということで説明をさせていただきますと、つなぎ資金というのは、公的な制度、いわゆる雇用保険の失業給付等を受けるまでの間にいろいろな調査とかの期間が必要ですので、その間に離職して住居も追われたような方々について、その日の生活する場所もなければ食べ物を買うお金もないので、なるべく早目に緊急的な貸し付けをできるように、住居がまだ定まっていない場合にあっても公的給付を受けるという証明をハローワークなり福祉事務所なりが証明した場合に、社会

福祉協議会から10万円の融資をするようなシステムを考えたいというように考えております。

あと、生活福祉資金についてですが、原則は連帯保証人を確保しなければならないということですが、以前から、低所得者において連帯保証人確保が非常に難しいので融資につながらないというご批判がありましたので、連帯保証人は原則求めますが、連帯保証人がなくても貸し付けられるように融資の緩和を図ろうと。それと、金利を少し引き下げようということを、今緩和策として検討しております。それと、資金の種類も、もう少し簡素にして、わかりやすいような資金種類にしようということを今検討しております。

○宇都宮委員 その生活福祉資金の改革というのは、いつごろまでをめどにされているんでしょうか、その実現のめどなんですけど。

○寺尾地域福祉課長 今回、予算で出そうと思っておりますのは、21年度予算の補正予算ということでございますので、21年度中にそういう要件緩和をするようにしたいと思っております。

○宇都宮委員 そうすると、先ほどの失業者のつなぎ融資と同時に、今回出される補正予算の中で生活福祉資金の制度の改革もあわせて提案されるということですね。

ありがとうございます。

○吉野座長 本多委員、どうぞ。

○本多委員 本多です。セーフティーネット貸し付けの関係で、私が提出しています資料1と2があります。これは厚生労働省のほうの担当になるかと思うんですが、今、宇都宮先生のほうからご指摘がありました生活福祉資金の貸し付けの実態について触れながら、幾つか問題点を指摘しております。一つは、利用の件数が予算と比べて、貸付総原資が2,100億に対して、これは2ページ目のところですが、978億しかなくて、貸付可能額が1,122億円で、なぜこう少ないのかということでは、一つはその連帯保証人を求めるというような部分があってなかなか難しい。あるいは、社会福祉協議会のほうで、支払いが滞るんじゃないのかということで貸し付けについてちゅうちょしてしまうとか、社会福祉協議会の対応そのものに問題があるとか、いろいろ問題指摘がされているんですが、今お話のありました補正予算等の中ではいろいろ検討されて、積極的にこの貸付制度を活用していくんだということで厚生労働省さんは頑張っているというふうにわかるんですが、その保証を求める部分については、保証人はもうつけないで機関保証にするとか、保証人はもうつけないというようなことを構想としてはあるやにお聞きしているんですが、そこの部分ぜひちょっとわかったら教えていただきたいし、緊急小口、この貸付制度についてもより弾力的な運用をしていただきたいということと、それから4ページのところにも書いているんですが、各都道府県で実際に独自の貸付制度というのを

持っているように思うんですが、この実態等についてはできれば資料などを次回にでも提出していただければありがたいな、おわかりになっていれば報告をしていただきたいというふうに思っています。

それから、私の提出資料2なんですけれども、これは公的な年金担保貸し付けについての被害事例がありまして、そもそも年金というのは、命を担保といいますか、命の綱と言われていた最後のネットの問題でもあるんですが、これを担保に貸してしまって、そうすると実際にはもう年金がもらえなくなってしまう。今は定額弁済ということになっているようで、それにしても、この真ん中のところにちょっと書いている石川県の人の事例なんですけど、生活ができないので生活保護の申請をとということで、これは実際には年金が約半額償還になっていまして、実際の年金を受け取る金額は月に4万円ぐらいしかなくて、サラ金などから借りてしまっていてとても生活できないということだったんですが、この方はサラ金業者の借り入れ全部が7件過払いになっていましたので、この債務整理をする中で生活保護申請は延期をするということに今なっているんですけども、年金担保で借りてしまって、結局生活ができなくて生活保護を申請しなけりゃいけない、あるいは破産をしなければいけないという場合でも、破産をした場合でも年金担保ですから、引き続き年金は出てこない、もらえないわけですね、その間。そういうことでかなり問題があるのではないかと。

強制的な返済に迫られてしまうという問題ですとか、あるいは年金が担保なので銀行などでは確実に返済が見込まれるということもあって、どちらかという貸し付けに非常に熱心なところがあって、さまざまな問題が出てくるという事例が間々多く見られるところですので、セーフティーネット貸付制度の整備充実を図りながら、将来的にはこの年金担保貸し付けという融資という制度自体は、僕は廃止するという方向で検討していただきたいなというふうに思っています。私からの意見としてはそういうこと。

○吉野座長 寺尾課長、何かございましたらお願いいたします。

○寺尾地域福祉課長 先ほどの生活福祉資金の見直しの件でございますが、連帯保証人を必ず確保しなくても融資ができるようにするというのが今回の要件緩和の大きな柱です。そこで、信用保証機関をとということですが、いわゆる信用保証機関というのは民間金融機関が融資したものを保証するということとして、生活福祉資金は国庫補助と県の補助で行っておりますので、そこで焦げついた場合には原資に公費をまた投入できますので、信用保証機関は必要ないのだらうと思います。今回、連帯保証人をなくすことによって焦げつきが増える可能性がありますので、原資を確保していくとか、あるいは焦げつきのときの資金を別途用意するとか、そうい

うことを検討しております。

あと、自治体単独で実施している融資の状況ですが、今私の手元に持っている資料ですと、全国で、宮城、栃木、福井、三重、滋賀、京都、大阪、佐賀、長崎の9府県で単独の融資をしております。これは低所得者に対してそれぞれの自治体が独自で行っているもので、ほとんどのところが無利子貸し付けですが、連帯保証人は必要なところ、不要なところが半々ぐらいです。償還期間は様々ですが、最長で3年ぐらいです。

以上でございます。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

須田先生、どうぞ。

○須田委員 ちょっと確認させていただきたいんですが、これは金融庁に対してなんですけれども、先ほど本多委員、宇都宮委員からもちょっと質問が出ていたと思うんですが、契約見直しの情報、信用情報のところですね、そこで過払い金返還の請求があって、会員がそれに応じた場合というところの登録に関してなんです、ここ最近業界及び業界団体サイドからこのかつての契約見直し、債務整理から契約見直しに切りかわった際に、金融庁から不当な圧力、要求があったというふうなことが盛んに喧伝されているんですけれども、その結果、過払い返還請求があって応じた場合にはもう今や情報は載っていないと。載らないことになった。これはかなりの誤解をはらんでそういうふうな宣伝をしているんだらうと思うんですけれども、結果的にそういった金融庁サイドからの要求というのはあったのかなかったのか、ちょっと公式にきちんと話を伺っておきたいなど。

○角田金融会社室長 従来、債務整理という表現の中にその過払い金返還請求、単純に過払い金返還請求を行ったようなケースが入っていて、名誉毀損じゃないかというような訴訟なんかも幾つかあって、判決自体は、それはそれで裁量の範囲内じゃないかということで終わっておるんですけれども、いかにも表現が債務整理という表現の中にくくり込まれているのはちょっと違うんじゃないかということをお方のほうから関係者にお話をして、そのときに、じゃ、債務整理という範疇ではなくて、契約見直しという新しいカテゴリーをつかって、そこでその過払い金返還請求については、71号というんですか、そういう情報の管理の仕方をしますというお話がございました、これが1つ目。

それから、これ、言葉のこのことが不当な圧力と言われているとは承知していなかったんですけれども、最近のご議論としては、これは私がいろいろな関係者の方とお話を申し上げているときに申し上げたことであるんですけれども、どうもその信用情報、これからはかなり公的な

制度になってまいります。指定の機関でございます、国が指定するわけですから。そのときに、過払い金返還をしたという事実が参考情報として提供されることによって、それが相当程度の影響を貸し手に与える、要するに貸さないという方向につながってしまうということになりますと、これは信用力をきちんと判断した上で貸せる、貸せないということをやっていきましようというのが制度の考え方でございますので、それがその過払い返還請求をしたという事実だけで、その信用力の問題と直接リンクしなくても貸さないんだということになってしまいうんだとすると、そういう現状の中でそういう情報を提供することについては慎重に考えなければいけないんじゃないでしょうかということ、これは3条施行も近づいてきていると思いますので、そういうお話はさせていただいております。

ただ、これがまた不当な圧力というふうにとめられているというふうには承知しておりませんで、まさに指定機関なりあるいは貸し手のモラルの問題として国民に受け入れられるような考え方あるいは対応というものを求めていくというのは広く行政としては普通のことではないかなと、こういうふうを考えております。

○須田委員 最終確認なんですけれども、それは業界及び業界団体も納得づくの決着の仕方という理解でよろしいのでしょうか。

○角田金融会社室長 業界にはさまざまなご意見があろうかと思えます。どこまでつまびらかに申し上げるかはあれなんですけれども、恐らく比較的大手の方々は、まあ仕方がないかなという思いはおありなんだろうと思うんですけれども、中小の方々にはかなり不満が残っているのではないかと推察申し上げております。

○須田委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉野座長 本多委員、どうぞ。

○本多委員 ぜひ、関連してなんですけど、先ほどのやつは、過払い金返還に応じた場合には完済情報として載せるというふうには伺っていたんですが、まだ応じていない段階、過払い金返還請求を受けた段階、その段階で、要するに私たちはいつも言っているんですが、利息制限法の定められている金額はちゃんと払っているわけですね。その上で、払い過ぎた部分を返してくださいと言っているわけですから、その過払い金返還請求を受けたということだけをもって事故情報に載せるというのはおかしいというふうに思っているんですね。要するに、解決をして、応じた場合は完済情報というふうにはいうんですが、過払い金返還請求すること、すぐ事故情報に載るとクレジットカードを使えないだとかいろいろ問題が出てくるということもあって、ちゅうちょしている部分が結構あるんですね。ですから、過払い金返還請求を受けたというだ

けでは事故情報に載せるべきじゃないというふうに思っているんですが、そこはどんな扱いになっているのかちょっとお聞きしたいと思う。

○竹谷常務取締役 定義は、あくまでも過払い金返還請求があつて、会員さんがそれに応じた場合、応じた日付をもって登録がなされてまいります。

○本多委員 要するに、解決した場合というだけですか。

○竹谷常務取締役 解決というか、会員さんがそのお客様と合意して、過払い金返還請求に応じたという日付をもってこの契約見直しという情報が登録されてくるということでございます。

○吉野座長 私からひとつよろしいですかね。情報機関の場合、来年6月から、何社から借りているかということは必要なわけですが、どれくらい正確に名寄せとか、同一人であることがわかっていらっしゃるのか。民間の金融機関が預金保険をやるときに、小企業とかという企業って非常に難しいと言われたんですけども、その名寄せとかそういう情報が来年まで大丈夫なのかどうか、もしわかれば教えていただきたい。

○竹谷常務取締役 私どもの前身の全情連の33センターは昭和40年代に各地で起こりましたが、その後もう直ちに名寄せを始めまして、お客様の本人要件を突合して、今、国民総背番号もないし、住民基本台帳コードも使えないという中で、そういう本人要件を突合してデータベース上で信用情報機関独自の顧客コードというのを設けて、新しく借りた方にまずそのコードを付番して、以後はその本人要件のところに貸し付けが名寄せされて集積されていくという方法をとっておりまして、これはその集積についても会員様に確認したうえで名寄せをしています。今度は運転免許証等の公的資料の報告というのが、これも名寄せの確実性を上げるために法律で定められたということで、既に名寄せの精度はかなり高いものと自負しておりますけれども、今後より一層名寄せの精度が上がっていくというふうに考えております。

○吉野座長 宇都宮先生、どうぞ。

○宇都宮委員 今の名寄せ等とも関連するんですけど、私の提出した資料の若干の説明をしておきたいと思うんですけど、資料1は、総量規制の円滑実施に関する意見ということですけど、前回、完全施行の段階では年収の3分の1を超える貸し付けが禁止されるということで、いきなり完全実施されたら相当混乱が起きるんじゃないかという意見がたくさん出されまして、事前の準備とか啓蒙とか、そういう意見も出されたと思いますので、それを踏まえてこういう意見をまとめましたので参考にさせていただけたらと思います。

基本的には、前回も出されていましたが、3分の1を超えて貸し付けている場合にいきなり貸しはがしをやるということは混乱のもとになりますから、事前の警告等をきちっとしてお

くべきであるということですね。それから、もし3分の1を超えている場合については返済条件の変更等を行う、あるいは貸金業法の12条の9に、貸金業者のほうで、資金利用者の利益の保護のため必要があるときは、法テラスなど適切なカウンセリング機関を紹介するよう努めなければならないと、こういう規定がありますので、これを踏まえて適切な相談機関を紹介するというようなことを徹底していただきたいということです。

それから、資料2のほうは、先ほどの新しい指定信用情報機関の業務規定に関するガイドラインについての意見書で、これは日弁連がまとめて金融庁のほうに提出したものです。一番この重要な点は、過払いの請求に関連して、事故情報等々として取り扱われるのであれば、そういう過払い請求ができなくなると。難しくするという点について、それに対応する従来とは異なる対応をお願いしたいということです。これは今まで議論されていまして、参考にさせていただければと思います。

それから最初の、もう一つ、セーフティーネットに絡んだ問題なんですけど、現在の生活福祉資金は一定の所得水準以下の人に対して貸し付けられるという要件になっているわけですかね。生活保護基準の1.7倍以下という要件が付されているわけですかね。それで、問題はそれ以上の所得のある人で、きょうも議論になっていますけど、ブラックなんかになっている場合はどこからも融資を受けられないというのが、民間金融機関ではそういう状態になるんですけど、その生活福祉資金を利用できる層以上の、それでもかなり低所得層だと思いますけど、ブラックなんかになった人に対する貸し付けというのはどこかの機関で検討されているのか、その辺はいかがでしょうか。

○寺尾地域福祉課長 生活福祉資金は、今、宇都宮委員がおっしゃったとおり、低所得者に対するセーフティーネットとして実施しておりますので、ある一定の所得以下の方というように限定させていただいております。余り所得の高い方についてというところは、今のところは考えておりません。

○宇都宮委員 金融庁等については、そういう課題についての何か検討はされているのでしょうか。

○小野信用制度参事官 なかなか所得の高いところをどうするかというのは非常に難しい問題だとは思っておりますが、やっぱりまさに先ほど労金の方がおっしゃったような話というのは非常に重大だと思っておりますのでございます。実は、私どもは、現在、協同組織金融のあり方について検討を行っているワーキンググループの運営も担当しており、これからの協同組織金融のあり方について議論を今行っております。この議論の中でも、吉野先生もメンバーでい

らっしゃいますけども、協同組織金融としてこのような問題についてできることはないかということが一つ論点として挙がってきております。そういう中で、きょうまさに先ほど労働金庫の方々がおっしゃったように、まさに自分たちも協同組織金融機関であり、協同組織金融の理念の原点に立ち返って、多重債務問題に取り組まれているとの話をお伺いし、非常に目からうろこのような気持ちであります。来週、ワーキンググループの会合もありますから、今の言葉を肝に銘じてぜひこの問題について議論していきたいと思っていますところでございます。

○吉野座長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 労金さんに幾つか教えていただきたいことがございますので、よろしくお願いたします。

ご報告いただいた中のまず1つ目、2ページ目で、緊急課題についてご報告いただいたんですが、①の、収入減少、離職者に対する返済計画の見直しの緊急支援、この返済計画の見直しにつきまして、どのように、あるいはどのような内容で行っているのかということを少し補足していただけるとありがたいです。

それから、2番目の派遣労働者に対する就職安定資金融資の提供についてでございますけれども、ほとんどが員外利用ということで、最長6カ月というふうに口頭で説明をいただきました。これについては、最長6カ月で返済できなかった場合にどういう対応をしていらっしゃるのか、あるいは考えていらっしゃるのかということ、それから、これについて保証人はどのようになっているのかを教えてください。

2つ目は、セーフティーネット貸し付けについてでございます。検討中のものもあるというお話だったのですけれども、何ページでしょうか、資料1のところ、静岡の例でお話いただいたものを見ますと、会員対象と会員対象じゃないものについて幾つかの差を設けてあるんですが、未組織勤労者、つまり会員でない人たちに対しては保証人をとっておられるんですが、会員の場合にはとっていないのか、補足してください。

それから、政府の改善プログラムのセーフティーネット貸し付けに関する協会の検討会というのをやっていらして、まだ結論は出ていないということだったんですが、静岡のリボン50をベストプラクティスに考えていらっしゃるというようなお話もございましたので、多分もう1年なのでそろそろ結論が出るのではないかと思うんです。どのような結論が出そうなのか、方向性のようなものを教えていただけるとありがたいです。

それから、市区町村の連携に関して、単独で4つでしたっけ、あと道府県合わせて20というようなご説明もあったんで、もう少しどのような形で連携していらっしゃるのかということ

補足していただけるとありがたいです。

それから、都道府県との提携に関しても、今実施していらっしゃるところ、検討のところが多いと思うのですけれども、きょうの課題とは直接ではないと思うんですが、以前、東京モデルを伺いましたとき労金さんが関与していらっしゃいましたので、それについては非常に貸し出しが少なく、1年で、私が把握した時点で2件ぐらいしかできていなかったようでしたので、何かコメントがあればお願いしたいということです。

以上です。

○吉野座長 全部で多分6つあったと思うんですけども、まず最初が、返済計画の見直しとか派遣労働のところから、おわかりになるところをお願いいたします。

○梅常務理事 では、最初に資料のこの2ページにあるところを答えられる範囲でお答えしたいと思います。

返済計画の見直しですから、ご本人の毎月々の割賦金を減少して返済総期間を延ばす、そういう方法をご提案させて頂いたり、あるいは元金をしばらくの間据え置いてさしあげると。あるいは、今の割賦金よりも減らして、例えば毎月4万円の返済であれば3万円という割賦金を指定して頂いて全体の返済計画を練り直す、そういう具体的な提案をしております。

それから、②の就職安定資金ですけれども、最長6カ月の生活資金をご融資するような制度になっております。去年の12月から始めましたので、6カ月間は元金を据え置く関係から、元金の返済が始まっておりませんので、実質的な延滞は発生していないという状況です。

それから、保証人の関係は説明致しましたが、私ども13金庫が協同して出資運営する系統の保証機関を持っておりますので、そこの保証をつけていただく。保証料は0.5%。ただし、その保証機関が代位弁済しなければならないような事情になった場合には、最終的には回収不能額を国の予算のほうから手当てをしていただく、こういうスキームになっています。

セーフティーネット貸付の方は職員からご説明いたします。

○勝又推進役 セーフティーネット貸付の関係についてお答えいたします。

静岡の例ですけど、資料1にありますお金を借りられなくなった人に対するセーフティーネット貸付、労働金庫メンバーシップバンキングという世界の中で、信用のリスクの見方が異なります。長年にわたって取り引きしている会員さんとの関係については、保証人という形よりも内部の保証機関の中で整理をしていこう。そこから、労働金庫のメンバーシップではない方々についても、労働金庫に助けを求めてくる人たちに対し、静岡労金としては拒否をするのではなく、受け入れられるものは受け入れていこうというスタンスでございます。そういった

面では、保証人も無理ない程度の連帯保証人をいただく、配偶者又は、その他親族、なかなか親族はなり手がいないということがあるかもしれませんが、配偶者の世界でカバーできればという形で区分けをしているところでもあります。

それから、市区町村との連携関係ですけど、幾つかの自治体で労働金庫また労福協、連合のメンバーが、自治体の多重債務対策会議の委員になっております。そのメンバーに対し労福協を窓口で労金のノウハウを提供しているというような形の連携はとっております。自治体は、これは被害者の会も同じような悩みを持っているとは思いますが、自治体の委員に労金を入れていただけない。何とかノウハウを自治体の中でも生かせるような環境を国のほうでも後ろ盾いただければ、大きな世界で貢献できるのかなというを個人的に考えているところでもあります。

保証協会（日信協）との検討会の関係で、もうすぐ1年たつので結論が出るのではないかと質問をいただきました。私も静岡から出向して労働金庫協会に来ました。労金の統合が今、議論されております。現在は13金庫が個別独立した経営権を持っており、その関係調整をするのが労金協会での役割でしたが、3年間在籍しましたが至難のわざの世界だなということを実感しました。労働組合は横断的で、どこの県でも組合員は同じ条件での融資を求められております、そういった条件は協会の指導の面を含めて整えていかなければならないと考えておりますので、もう少しご理解をいただければと思います。

それから、東京都の多重債務対策、15億円の資金、今労働金庫の銀座支店のほうに預かせていただいております。都を通じまして、東京都サポート基金が相談の受け入れになりまして、その条件に合うものを労働金庫の銀座支店が3%で融資するセーフティーネット貸付の東京都モデルができ上がっております。規定なり条件が相当細やかで、なかなかそれに該当する人が今までいませんでした。本多委員が直接東京都の委員にもなっており、また聞いていただければと思いますが、条件を緩和しました。これから徹底いかんでは件数が伸びるかと思っておりますけど、現在至るまでのこの件数というのは、労働金庫で取り扱ったのは2件か3件で間違いないと思っております。そういう状況でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

保証人のことをお伺いしたのは、やはりどこでもこのセーフティーネット貸し付けは保証人がネックで、借りたくても借りられないという人たちがかなり出てきているということなんです。この員外利用の中でも、相談はしたんだけど、断念している人が結構いらっしゃるのではないかなというふうに思いました。この問題は、この協議会を含め、少し国のほうでも考え

ていただかなければいけないことではないかと思っています。

もう一点労金さんに補足でお伺いしたいのは、金融経済セミナーのところなんですけど、7ページで、80万部が利用されているというご説明をいただきました。セミナーの数を数えると48万5,000件なので、またほかの機関と協力したりあるいは配布というふうな形で、どういう形で普及していらっしゃるのかを少し補足していただけるとありがたいです。

もう一点だけ、すみません、金融庁さん、あるいはここでご存じの方にお伺いしたいんですが、取材してきて今非常に悩ましい問題だなと思っていますのは、最近貸金業者が取り立てをしないという問題なんですね。取り立てをしないというのは一見いいことのようなんですが、過払い金請求対策として取り立てをしないと。つまり、払わせないということで過払い金の払い戻し額を少なくするなど、利用者に不利なような状況を招いているということがありますので、ご当局はそれをどのように把握していらっしゃるのかとか、あるいは現場の先生方でこの問題をどうするのかということに関してのコメントがあればぜひお願いしたいと思います。

○吉野座長 労金さんのほうからセミナーに関して簡単にお願ひして、それから……。

○勝又推進役 「マネートラブルにかつ！」は4年前に初版を発行して、途中改訂をしております。この4年間の累計で85万部まで印刷をしました。現在、在庫で残っているのが1万冊ぐらいですから、84万部がいろいろな労働組合さん等で口コミで伝わっているという、取り扱いが限定的な形になっております。それから「知るぽると」で消費者教育の資料として案内いただいておりますが、ほとんどが労働組合、会員を通じた口コミの世界でここまで広がっているという形でありますから、教宣（教育宣伝）の方法等を考えてみた場合、また違う方法で利用いただけるのかなということも感じています。

○吉野座長 過払い金の問題、取り立てに関して、宇都宮先生、何かご存じですか。

○宇都宮委員 現場レベルでは、何か過払いがあるから督促をしないというようなことは余りちょっと感じていないんですけど、ただ、恐らくどちらかといえば、過払いのないケースについては厳しい取り立てをしている業者が多くて、過払いが発生しているケースで、過払いを請求しても全然応じないということで問題になっているケースは何件かあります。その関係で、個別業者名は出していないんですけど、過払い金債権を持っている人たちが個別業者の破産申し立てをしているケースがあります。個別執行をやっても応じないわけですね。判決が出ているにも支払い応じない。それから、一部の業者に関しては、残が残る債権を譲渡して過払い債権だけを残して民事再生をすとか倒産をすとか、そういう過払い金を逃れるような、じゃないかと疑わせるような対応もあるということですね。

それから、過払いに関しては、もう最高裁の判決もほぼ確定しているようなので、本来ならば、そういう過払いの計算は貸金業者であればどこでもできるんじゃないかと思うんですね。そして、本人が要求すれば、むしろどんどん返還すべきじゃないかと思います。ただ、この問題に関してきょうは資料を出していませんけど、むしろ弁護士の一部がそういう過払い金の回収をやって、弁護士が利益を上げているというキャンペーンがよくやられている、業界サイドですね。これはいろいろなところでそういう記事が目につくんですけど、私たちとしては、むしろそうであれば業者のほうで直接、弁護士を通さなくても、当事者が要請すれば本人に返すべきだと思うんです。ところが、当事者が請求すると返さないんですね。そうすると、当事者としては訴訟提起をやるしかない。余分な費用がかかるわけです。

ただ、一方で、そういうどうしても当事者が要求しても払わないので、弁護士とか司法書士をつけて請求すると、それこそ弁護士、この過払い金に関しては弁護士とか司法書士さんの報酬になっているというキャンペーンをやれるので、むしろ、最近判例とかそういうものが確定してきていますから、業者のほうで当事者に、過払いを計算して、要求があれば直ちに返すというような対応をすべきじゃないかというふうに私たちは感じています。

特に、銀行系の貸金業者に関しては、銀行等もそういう責任を、直接法的責任を負うかどうかは議論があると思いますけど、銀行と、ある意味では銀行の子会社になっているような貸金業者に関しては、それこそコンプライアンスを徹底して、みずから返すべきじゃないかというふうに考えています。

○吉野座長 そろそろ時間になりましたんですけど、池尾先生、松田先生、佐藤先生、何かあれば。じゃ、池尾先生からどうぞ。

○池尾委員 前も一度類似したことを申し上げたんですが、こういうふうな形でヒアリングをさせていただいて、いろいろ学ばせていただくのはそれはそれで非常に有意義なことでもいいんですけども、こういうふうにして勉強していて、それで個別的に要望を述べているだけで有識者会議としての責任を果たしたというふうなことになるんでしたら私はそれで結構なんですけれども、後でというか、そういうことで有識者会議として責任を十分果たしたということではないのではないかというそしりを受けかねないんじゃないかという危惧を私は正直言って持っております、こういうことで本当に、きょうやったことは、繰り返しになりますけど、これはこれで非常に意味のあることをやっているとは思いますが、会議として果たすべき責任というのはまたちょっと別の次元であるんじゃないかという気持ちがずっとしているので、そこはもう非常に気がかりでということですが。

○吉野座長 ありがとうございます。

前にも池尾先生からご指摘をいただきまして、やっぱり今までの議論っていろいろな 이슈ーに関してこういう形だったと思うんですけども、これから事務局と相談しまして、なるべく最近のデータを集めて、全体的にどうなっているかというのをできれば秋口ぐらいまでには出ささせていただきたいと思っております、そういう意味ではこういうヒアリングと同時に、もう一つデータによるさまざまなこれまでのご議論をしっかりと見ていきたいというふうに思っていますので、もうちょっと待っていただいて、そのときにまたいろいろコメントいただければと思います。いつもご指摘ありがとうございます。

それじゃ、佐藤先生、それから松田先生、よろしいですか。あとはよろしいですか。

本多委員、最後にどうぞ。

○本多委員 私の提出資料の③で「実現しよう！改正貸金業法の完全施行」というこの資料をお出ししていますけれども、今そちらの先生がおっしゃったように、私たち有識者会議の委員の役割というのは、改正貸金業法が施行され、おおむね3年で完全施行をとというのが当初の予定だったというふうに思います。そうしますと、ことしの12月がおおむね3年になるわけですね。今、私が出したこの資料というのは、見直しとかいう規定もあるものですから、これは国会議員の先生方にもお渡ししている資料で、本来カラーなんです。これはデータで入れますので、ぜひ添付していただきたいと思うんですが、これ中身は読んでいただければかなり使える資料だと思います。ヤミ金事件も減ってきていますし、あとセーフティーネット貸付制度の充実を訴えておりますけれども、ぜひことしの12月までには完全施行ができるように、ぜひ有識者会議としても頑張っていただきたいと思っておりますし、金融庁その他関係機関の方々もそれに向けて頑張っていただきたいなというふうに思うんです。

一部、新聞報道によりますと、総量規制が来年の3月、来春にずれ込むのではないかみたいな情報などがあって、ちょっと心配をしているんですが、ぜひ12月には完全施行できるようにその準備をよろしくお願ひしたいと思っております。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から、今後の進め方についてもお話しさせていただきたいと思っております。

○小野信用制度参事官 本日も貴重なご報告、ご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。本日のご議論を踏まえまして、引き続き効果的な多重債務者対策について検討を進めてまいりたいと思っております。

1点だけ、池尾先生のご意見で、まさに池尾先生のご意見もございまして、このところ、

本日のヒアリングもそうですけど、このようなデータに基づく分析を取り上げるように努めておりまして、前回は貸金業業界の全体の状況とか、貸付残高の状況とか結構データに基づく議論はございまして、そういう中でまさに先ほど宇都宮先生が提出していただいた資料、総量規制を導入した後はどうなるのかというようなことについてご議論があったところでございます。引き続きこういうデータと申しますか、もっとマクロ的な観点からいろいろなことが多面的にご議論できるように事務局としても努力していきたいと思っております。

今後の予定でございまして、一応1年の区切りと申しますか、昨年もちょうど6月ごろに多重債務者問題改善プログラムのフォローアップというものを行っておりますので、ことしも同様に6月をめどにとりあえず一つの区切りとしてフォローアップというものを行っていただければと思いますので、それまでにあと数回有識者会議を開催したいと考えております。

今回は、宮城県栗原市の方をお呼びしまして、消費者向けのセーフティーネット貸し付け、これはもともと高橋先生からご紹介いただいた、テレビにも紹介されている非常にユニークな取組み事例でございまして、この栗原市の取組みのヒアリングを予定しておりますし、またヤミ金の状況についても議題としたいと思っております。このヒアリングを終えますと、昨年12月にご提示しました、有識者会議としてヒアリングを行うことが考えられる項目をほぼ全部カバーすることになりますので、次回以降はこれまでの有識者会議におけるヒアリング・議論をことしの1年の成果として取りまとめていきまして、プログラムのフォローアップにつなげていきたいと考えています。

ただ、もちろんこれで全部終わるわけではなく、これからまたさらに改正貸金業法の完全施行に向けましていろいろなことを議論していかなくてはいけませんので、先ほどの池尾先生のご議論、それから吉野先生からお示唆があったような、もっとデータを含めてさまざま多面的な観点から引き続き有識者会議の先生方にはご議論いただきまして、多重債務者改善プログラムを推進していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

今回の有識者会議の予定ですが、5月の中旬の開催を考えております。後ほど事務局のほうから正式にご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

○吉野座長 きょうはお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

これできょうは終了させていただきたいと思っております。

午後4時05分 閉会